堀江中学校　校長室だより　　令和7年度 No.41

さくら

令和8年2月9日（月）

人権文化を拓（ひら）く

金　尚均（キム サンギュン）さん（龍谷大学法学部教授）が、月刊「同和教育」に寄稿した文章を読みました。タイトルは「世の中には差別はある。でも私は差別をしたことはない…」でした。タイトルの「私」は、金さん本人のことではなく、世の人々のことです。読んでみて思うところがいくつもあったので、皆さんに分かりやすいように伝えます。文章の最後は次のように締めくくられていました。要点を書きます。

・人権は、人が生まれながらに持っている権利。
・人権は、人が尊厳を持って生きるため、人々が理性と知恵を尽くして創りあげたもの。
・人権を、物理的または精神的に否定することは暴力。だから、差別は暴力。
・私たちは、人権文化を拓くために暴力を排除すべき。

この前段として、いくつかのことが書かれていました。いくつかの事柄を取り上げます。

□ 差別とは「その人自身」を見ないこと

「差別はどこにでもある」という言葉は、「差別があっても仕方ない」と決めつけてしまう危うさを持っています。当事者の思いは、差別から離れた場所からでは分かりません。

- 「決めつけ」→差別をする側は、国籍、民族、性的指向、性別、障がいといった「特定の属性」だけで相手を判断します。
- 「個人の無視」→その人がどんな人なのか、どんな努力をしているのかといった「個性」を無視して、対等な人間として扱わないことが差別の本質です。
- 「心の壁」→「同じ人間ではない」というレッテルを貼ることで、相手を攻撃してもいいという誤った偏見や憎悪が生まれます。相手を下に見ています。

□「悪気はない」という言葉の落とし穴

差別をしてしまった人がよく言う「そんなつもりじゃなかった」「差別するつもりはなかった」という言葉についても、深く考える必要があります。

- 「無関心」→「悪気がない」と言えるのは、自分が差別の被害を受けない立場にいて、傷ついている人の存在に気づかなくてもいい社会にいるからです。
- 「見えなくなる被害」→差別が当たり前になっている社会では、被害を受けている人の姿が多数派（マジョリティ）から見えなくなってしまいます。
- 「みんな同じ」の怖さ→「みんな同じ」という言葉で個人の「違い」を否定し、無理に周りに合わせようとすることも、少数派（マイノリティ）を排除することにつながります。

□ 人権は「自分らしく生きる」ための権利

日本国憲法には、差別をなくし、一人ひとりを大切にするためのルールが記されています。私たちは、ここで記される法の精神を守らなければなりません。

- 第十三条　すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。
- 第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

寄稿文を読みながら、自分自身の心の中での決めつけや、何気ない言葉や行動について考えさせられることが多々ありました。以上のことは、難しい内容も含まれていますが、皆さんには、「差別」のない社会を実現するために何を思い、どのように行動すればよいかを考えてほしいのです。

学校ホームページで、日々の教育活動のようすを公開しています。どうぞ、本校ホームページを閲覧してください。